

観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
改定（中間見直し）支援業務

仕 様 書

観音寺市

第1章 一般仕様書

1. 業務の目的

本市は、令和3年3月に「観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、市民、事業者、行政の協働のもと、環境負荷を減らし、次世代に良好な環境を残すための取り組みを進めている。

現行計画では、令和7年度が中間目標年度と位置づけられており、目標の達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、近年の廃棄物関連行政、各種法改正や人口減少などの社会情勢の変化を踏まえた今後のごみの減量及び処理体制の方向性と施策について検討し、現行計画の改定（中間見直し）を行うことを目的に実施するものとする。

2. 業務の方針

本業務は、「環境基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「香川県環境基本条例」、「観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「香川県廃棄物処理計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して実施する。現行計画の改定については、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環境省）」を踏まえ行うこと。

3. 業務の概要

(1) 業務の名称及び計画期間

観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（中間見直し）支援業務
令和3年度から令和12年度までの10年間

(2) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務の範囲

本仕様書は、計画改定に係る業務全般に適用するものとする。

5. 受託者の責務

受託者は、業務の目的を十分に理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書で定められていない内容であっても、発注者と協議の上、誠意を持って対応しなければならない。

6. 秘密保持

受託者は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7. 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と必要に応じて協議・打合せを行う。協議事項については、その内容を速やかに整理・記録し、発注者に提出するものとする。

8. 関係官庁及び団体等との協議

本業務を実施する上で必要と考えられる場合、受託者は発注者の了解を得た上で、関係官庁及び団体等と協議を行うものとする。協議した内容については、速やかに整理・記録し、発注者に提出するものとする。

9. 資料の貸与

発注者が所有している資料で、業務に必要なものは受託者に貸与する。この場合、受託者は貸与された資料のリストを作成し、業務完了時点で成果品とともに返納するものとする。

10. 疑義

本仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに発注者と協議し、その指示を受けるものとする。業務内容に疑義が生じた場合も同様とする。

11. 管理技術者

受託者は、管理技術者をもって業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。なお、管理技術者は同種業務の受託実績がある者とする。

12. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、市の指定様式により、次の契約書類を提出するものとする。

(1) 業務の着手時

- ① 着手届
- ② 管理技術者選任届
- ③ 業務実施工程表

(2) 業務の完了時

- ① 完了届

13. 成果品の提出

受託者は、業務完了時には次項に示す成果品を提出するものとする。なお、提出時はもとより、提出後においても受託者の責めに伴う瑕疵があった場合、受託者は速やかに成果品の修正を行わなければならない。

14. 成果品及び検査

受託者は、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

- ① 観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書（改定） 100部
- ② 同上（概要版） 100部
- ③ ①及び②を収録したCD-ROM 1部
- ④ 各委員会の議事録 1部

第2章 特記仕様書

1. 基礎調査等

(1) 基本的事項の整理

計画の改定に当たって、次に掲げる基本的な事項を整理する。

- ① 計画策定の背景及び目的並びに位置づけ
- ② 計画の推進主体
- ③ 計画の期間
- ④ 計画で対象とする廃棄物処理の範囲

(2) 本市の概況

計画を改定する上で必要となる本市の概況を、表－1の内容について調査する。調査に当たっては既存資料調査を基本とし、必要に応じてヒアリングを実施する。表－1の内容について調査するが、必要に応じて項目を追加することがある。

表－1 本市の概況調査の内容

区分	項目	内容
観音寺市の概況	人口動態	人口ピラミッド等今後の人口の推移
	産業の動向	産業構造。従業者人口、事業所数、土地利用状況等
	総合振興計画との関係	本市第2次総合振興計画と齟齬が生じることのないよう本市の基本方針や廃棄物に係る基本方針等について整理
	ごみ処理行政の動向	国、県及び近隣自治体における動向

(3) ごみ処理の現況調査

計画を改定する上で必要となる観音寺市のごみ処理等の現況を、表－2の内容について調査する。調査に当たっては既存資料調査を基本とし、必要に応じてヒアリングを実施する。表－2の内容について調査するが、必要に応じて項目を追加することがある。

表－２ ごみ処理等の現況調査の内容

区分	項目	内容
ごみ排出量・処理量等の実績	過去10年（平成28年度～令和7年度）のごみ排出・処理の実績	年間排出量・1人1日当たり排出量・ごみ処理及び資源化量・ごみの性状
	過去10年（平成28年度～令和7年度）のごみ処理の経費	ごみ処理経費・1人当たりの処理経費・1トン当たりの処理経費
	ごみ処理の評価	ごみ処理基本計画策定指針（環境省）において示されている標準的な評価項目において計測可能な指標について評価

2. ごみ処理基本計画改定のための各種施策の調査

国、県、市町村及び市民団体等で実施されているごみ処理のための施策（特に同規模の自治体における先進的な取組事例）を調査する。

3. ごみ処理の現状分析及び課題の整理

基礎調査の結果を整理し、本市における現在のごみ処理の状況を分析し、本市の取組が進んでいる項目、逆に今後の取組が必要と考えられる課題等を「発生抑制・資源化」「収集・運搬」「中間処理及び最終処分」の項目ごとに整理する。

4. 計画の理念及び計画目標の設定

整理された課題、香川県環境基本計画における理念及び計画目標等を勘案し、計画の理念及び計画目標を見直しする。

5. ごみの発生量及び処理量の見込み

計画期間中（令和3年度～令和12年度）の本市人口の将来推計、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量化の効果等を見込みを勘案し、ごみの種類別に定める。

6. ごみ排出量及び処理量の目標設定

国で定めている廃棄物の減量化等の目標や香川県廃棄物処理計画において設定されている目標値との整合性を勘案し本市のごみ減量化の目標を見直しする。

7. 目標達成に向けた取り組み

見直しされた計画目標を達成する上で実施すべき個々の施策を検討し、重点的に取り組む施策（3R推進・食品ロス削減など）を選定する。

8. 計画の進行管理方法の検討

計画改定後、計画の推進に資するため、有効と考えられる計画の進行管理方法及び体制を検討する。

9. 計画素案及び計画書・計画書概要版の作成

2～8の各作業内容を取りまとめるとともに、審議会・委員会・部会の審議結果を勘案した計画素案を作成する。また、これまでの計画に基づく取組や調査結果を取りまとめる。

さらに公表された計画素案に対して提出された市民等の意見（パブリックコメント）を取りまとめるとともに、それらを勘案して最終的な計画書及び概要版を作成する。

10. 委員会等の資料作成及び運営等

計画策定に当たって開催する委員会等の会議資料を作成する。また、発注者と協議の上、委員会等の運営及び議事進行に協力するほか、発言順に会議の内容を記録した議事録を作成するものとする。

委員会等の回数については、計画策定のために市内の委員会・部会を合わせて3回、市民代表者の廃棄物減量等推進審議会を3回するものとするが、回数は基準であるため必要に応じての増減する場合は本市と協議の上実施する。